

【Q&A】法人が債権者である個人から債務免除を受けた場合の税務上の取扱い

【問】製造業を営む株式会社 R(R 社)は、借入先の X 銀行に追加融資を要請しました。その際、R 社は財務基盤が脆弱であることから、X 銀行から融資の見返りに、X 銀行からの借入金以外の債務の圧縮を求められました。このため、R 社は取締役(前代表取締役)の甲と交渉し、甲から調達した借入金 5,000 万円について、債務免除を受けることになりました。

上記の場合、R 社が甲から債務免除を受けることにより、何か税務上の問題が生じるのでしょうか。

なお、R 社の株主は、取締役の甲と代表取締役の乙(甲の子)の2名のみです。また、R 社は、ここ数年は業績が低迷していますが、未だ資産超過で資力を喪失した状態には至っておらず、代表取締役の乙は、引き続き事業を行うつもりでいます。

【回答】

1. 債務免除を受けた R 社における法人税課税

甲より債務免除を受けた R 社は、それによる経済的利益(受贈益)の額、すなわち免除された債務の額 5,000 万円が、免除を受けた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入され(法人税法 22 条 2 項)、法人税の課税所得を構成します。

2. 甲より債務免除を受けたことより R 社の株価が増加した場合の他の株主(乙)に対する贈与税課税

(1)課税の概要

甲が R 社に対して債務を免除した場合、R 社の純資産価額が増加するため、R 社の株式の価額は増加します。甲以外の R 社の株主である乙は、その債務免除前から有する R 社の株式の価額の増加額を、その債務免除があった時に、甲から債務免除により取得したものとみなされ、原則、贈与税の課税対象とされます(相続税法 9 条、相続税法基本通達 9 - 2(3))。

この場合、甲から乙に対するみなし贈与の金額として把握すべき R 社の株式の価額の増加額は、債務免除後の R 社の株式の価額と債務免除がなかった場合の R 社の株式の価額を、それぞれ財産評価基本通達に沿って計算し、その差額を求めることにより算定することがふさわしいと考えられます。

(2)債務免除の前後における R 社株式の相続税評価の「差額」の算定方法

現状、前述(1)の「差額」の計算上必要となる、債務免除前と債務免除後の純資産価額及び類似業種比

準価額の具体的な計算法につき、これらを直接規定した法令通達等はありません。ただし、最近の裁判例(平成 26 年 10 月 29 日東京地裁判決)を参考にすると、以下の通りの計算になると考えられます。

①純資産価額方式(財産評価基本通達 185)

債務免除前の 1 株当たりの純資産価額は、原則として課税時期(債務免除があった時点。以下同じ。)を基準日とした仮決算により、債務免除がなかったものとして算定された資産の額及び負債の額に基づき計算(A)します。

一方、債務免除後の 1 株当たりの純資産価額は、上記 A における資産の額と、[上記 A における負債の額 - 免除された債務の額 5,000 万円 + 債務免除による受贈益に係る法人税等相当額] の算式により計算した負債の額に基づき計算(B)します。

②類似業種比準価額方式(同 180)

本来 1 株当たりの類似業種比準価額は、課税時期の直前期末における比準要素(1 株当たりの配当金額・利益金額・純資産価額)を基に計算をします。

ご質問の場合、債務免除前の 1 株当たりの類似業種比準価額は、直前期末の金額をそのまま用いて計算(C)します。一方、債務免除後の 1 株当たりの類似業種比準価額は、直前期末において債務免除があったものと仮定して計算(D)します。

なお、甲の債務免除により生じる受贈益により、R 社の法人税の所得金額が増加します。類似業種比準価額の計算における比準要素である「1 株当たりの利益金額」は、評価会社である R 社の法人税の課税所得金額を基に計算しますが、その計算上、「非経常的な利益金額」は除外します(同 183(2))。甲の債務免除により生じる R 社の受贈益 5,000 万円は、非経常的な利益に該当することから、1 株当たりの利益金額の計算においては除外されます。

③債務免除による R 社の株式の価額の増加額の計算

例えば R 社が中会社で、純資産価額及び類似業種比準価額の折衷割合(L)が 0.6 の場合、贈与を受けたとみなされる金額として把握すべき R 社株式の価額の 1 株当たりの増加額は、上記①と②より、[債務免除後の株式の価額 $[D \times 0.6 + B \times 0.4]$ - 債務免除前の株式の価額 $[C \times 0.6 + A \times 0.4]$] の算式により計算されます。